

平成19年度

施政方針

福岡県古賀市

目 次

1 . はじめに	...	3
2 . 平成 1 9 年度予算編成方針について	...	6
3 . 平成 1 9 年度主要施策について	...	9
(1) 安全・安心で快適な住環境づくりを目指して ～都市基盤の整備～	...	1 0
(2) 自然と共生するゆとりある生活を目指して ～生活環境の整備～	...	1 1
(3) いきいきと生活できるまちづくりを目指して ～健康の増進と福祉の充実～	...	1 3
(4) 生涯にわたって学ぶ環境づくりを目指して ～生涯学習の推進と教育・文化の向上～	...	1 5
(5) 農業・商工業のバランスがとれたまちを目指して ～産業の振興～	...	1 8
(6) 人が真ん中にあるまちを目指して ～人権の確立～	...	1 9
(7) 共働のまちづくりを目指して ～市民参画～	...	2 0
(8) 効果的かつ効率的な行財政運営を目指して ～行財政～	...	2 1
4 . おわりに	...	2 2

1 . はじめに

平成19年度の予算案を議会に提出するに当たり、施政方針及び主要施策の概要について申し上げます。

平成19年度は、古賀市の市制施行から10周年にあたる節目の年となります。

この10年間で、地方分権一括法や、いわゆる「三位一体の改革」などにより、地方分権がある程度進展してまいりました。さらに、平成18年12月に「地方分権改革推進法」が成立し、更なる地方分権の進展が期待されております。地方分権は、日本が真の先進国となるためには必要不可欠のものであり、また時代の潮流であると考えます。

しかし、地方分権はまだ緒に就いたばかりです。今後も真の地方分権をより強く中央政府に要求していかなければなりません。また分権型社会においては、地方自治体は自主自立・自己決定・自己責任のもと、都市間競争を生き抜いて行かなければなりません。これからは、時代の変化に的確に対応し、変革と工夫を基本にした政策の見直しが求められています。

現実の地方自治を取り巻く状況は、地方交付税の大幅な削減がなされる一方で、税源の移譲も十分とは言えない状況であり、さらに少子高齢化・人口減少という厳しい社会状況から、この10年間でむしろ厳しいものへと変化しました。

昨年、多額の負債を抱え財政破綻し、財政再建団体となった自治体のニュースは記憶に新しく、我々地方自治を担う者にとって衝撃的な出来事でありました。これは地方自治体の厳しい現状を物語るものではありませんが、我々

に数々の重要な教訓を与えており、また市政を担う者の重責を改めてかみしめた次第であります。

古賀市におきましては、平成16年度以降、財政調整基金の取り崩しを行わなければ予算編成ができない状態が続いております。このまま推移しますと、枠配分型予算編成や人件費、物件費等の歳出抑制を図っても、扶助費等の増額、地方交付税の減額等により、いずれ基金が底をつき、行政サービスの水準維持が困難になると見込まれます。

こうした事態を避けるために、古賀市行政改革推進委員会に、「将来にわたり持続可能な財政構造の確立」「簡素で効率的な行政経営の実現」「市民との『共働』によるまちづくり」の三つの観点から行財政改革について諮問し、2月末に答申を頂いております。今後、この答申を受けて「第三次古賀市行財政改革大綱」の策定を行い、平成19年度からこれに基づいた取り組みを進めてまいります。また、政策形成機能の強化を図るため、企画政策部の新設を柱とする機構改革を実施いたします。

古賀市の永続的な発展のために、今後も市民の皆さまとともに不退転の決意で行財政改革に取り組む考えであります。

また、市制施行10周年という節目が、市民の皆さまのより一層の自覚と一体感を醸成する契機となり、まちの元気を生み出すきっかけになることを期待しております。

記念事業としましては、記念式典の開催、記念誌の刊行、市勢要覧の発行のほか、市商工会が中心となり市内各団体が企画運営する「市制施行10周年プロジェクト『わ』」主催イベントへの協力を計画しております。

そして、市内初の4年制大学となる福岡女学院看護大学（仮称）が平成

20年度開校に向け準備が進められており、市民開放を前提とした大学図書館の図書購入費補助、周辺の環境整備や職員派遣などの支援を検討しております。また、JR鹿部新駅（仮称）の平成21年春開業に向け周辺整備に取り組んでまいります。

新しい大学、JRの新駅がにぎわいを生み出し、新たなまちの顔になるものと期待しております。

そのほか平成19年度は、人権教育・啓発拠点であり市民活動・交流の場である「人権センター」の開設、乳幼児から中高生の育ちを支援する「千鳥児童センター」の開設、障害者が地域で安心して生活できるよう支援する「障害者生活支援センター『咲』」の移転充実と、市民の皆さまの元気づくりの新たな拠点が誕生いたします。

このように、古賀市を取り巻く状況は依然として厳しいものではありませんが、市制施行10周年の節目の年として、また、私の市長 期目のスタートの年として、これまで通り、第三次古賀市総合振興計画の着実な実行を図るとともに、古賀市の顔、古賀市の魅力、古賀市の誇りを再発見し、つくり上げて「日本一住みたいまち」の実現に一步一步進んでいきたいと考えております。

2. 平成19年度予算編成方針について

昨年「いざなぎ景気」を超える戦後最長の景気回復を更新したわが国の経済は、企業収益の改善や設備投資が増加するとともに、雇用情勢についても改善がみられるなど、民間需要中心の持続的な経済成長が続くものと見込まれております。

しかしながら、依然として個人消費は伸び悩み、中小企業や地方には恩恵の少ない「格差景気」との指摘もあり、地方間の財政格差は拡大する一方であります。さらには、国と地方を合わせた長期債務残高は、平成18年度末において800兆円に達するとされ、危機的な財政状況であることには変わりありません。

このような情勢の中、国においては「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」において、平成19年度予算は「新たな挑戦の10年」の初年度であり、また2010年代初頭における基礎的財政収支の黒字化を確実に達成していくための発射台となることから、「成長力・競争力の強化」、「財政健全化」、「安全・安心で柔軟かつ多様な社会の実現」を基本方針として今後の経済運営に取り組むこととなっております。

これらを踏まえ、国の平成19年度地方財政計画の規模は**83兆1300億円**と前年度程度とされ、一般歳出は公務員の定数削減や給与見直しにより**65兆7400億円**(対前年度比 1.1%)、一般財源総額は**59兆2300億円**(対前年度比+0.9%)であり、その内訳として、地方税は景気回復、約3兆円の税源移譲、定率減税の廃止などにより、**40兆3700億円**(対前年度比+15.7%)と増加を

見込み、地方交付税は**総額 1 5 兆 2 0 0 0 億円**(対前年度比 4 . 4 %)、
臨時財政対策債は**2 兆 6 3 0 0 億円**(対前年度比 9 . 5 %)などとな
っております。

こうした状況の中、古賀市の平成 1 9 年度予算編成にあたり、歳入
となる一般財源の市税については、

税制改正等による個人市民税増収額 : **5 億 6 5 百万円**
(対前年度比 + 2 6 . 8 %)

景気の回復による法人市民税増収額 : **1 億 2 0 百万円**
(対前年度比 + 2 5 . 3 %)

土地の宅地への地目変更及び新增築家屋による固定資産税の増収額
: **1 億 5 7 百万円**
(対前年度比 + 5 . 6 %)

その他の税の増収と合わせて、**総額 8 億 6 4 百万円**(対前年度比
1 5 . 0 %)の増収を見込んでおります。

一方、税制改正等による税源移譲の古賀市における影響額は、

所得譲与税の廃止による減収額 : **4 億円**

減税補てん債の廃止による減収額 : **6 0 百万円**

地方特例交付金の減収額 : **1 億 1 7 百万円**
(対前年度比 6 6 . 2 %)

地方交付税の減収額 : **1 億 3 8 百万円**
(対前年度比 4 . 4 %)

臨時財政対策債の減収額 : **5 3 百万円**
(対前年度比 9 . 6 %)

と**総額 7 億 6 8 百万円**の減収となり、一般財源では、**9 6 百万円**の増
収となっております。

歳出面では、三位一体の改革の影響や扶助費の増高等により、一般財源

の支出が大幅に増え、極めて厳しい財政状況となっております。このような状況を踏まえ、前年度から導入した、人件費、扶助費を除く経常的経費について一般財源ベースの予算枠を各部に配分する枠配分型予算編成とし、原則3%削減した額を上限とするとともに、臨時的経費についても、実施計画査定額から10%削減した額を上限といたしました。

しかしながら、こうした各種の削減努力にもかかわらず、平成19年度予算編成は、歳入（一般財源）不足額**4億19百万円**となる見込みであり、これを補うため、市有地の売却や特定目的基金の充当、財政調整基金の取崩しにより調整を行いました。

これにより、平成19年度の予算は、

一般会計	154億67百万円
国民健康保険特別会計	53億60百万円
老人保健特別会計	41億44百万円
公共下水道事業特別会計	20億09百万円
住宅新築資金等貸付事業特別会計	20百万円
介護保険特別会計	25億03百万円
農業集落排水事業特別会計	4億44百万円
都市計画公園用地取得事業特別会計	96百万円
水道事業会計	17億78百万円
総計	318億21百万円

規模といたしました。

平成19年度予算案を前年度と比較しますと、一般会計では1.44%の減、各特別会計を含めた予算総額では0.03%の減となっております。

3 . 平成 1 9 年度主要施策について

前述しましたように、このような厳しい状況の中、古賀市はこれから大胆な行財政改革の本番を迎え、本年を行財政改革元年と位置づけたいと思います。古賀市の持続的発展のために、多少の痛みを伴うことかもしれませんが、市民、議員の皆さまと心を合わせ、力を合わせて、職員と一丸となってこの難局を乗り越えていきたいと考えます。

また、市制施行 1 0 周年の年でもあり、記念事業をはじめ、今後の古賀市の発展につながる重要な事業も積極的に推進してまいります。

そこで、平成 1 9 年度は、「元気なまちづくり」を市政のテーマとしました。「健康づくり」、「子育て支援」、「青少年育成」、「人権施策の確立」、「文化・芸術の振興」及び「防犯対策の充実」といった市民やまちの元気づくりに取り組んでまいります。

大事なことは、こういうときこそ元気を出して、明るい面を見ていくことだと思います。

それでは、平成 1 9 年度に実施する主要施策を分野別にご説明いたします。

(1) 安全・安心で快適な住環境づくりを目指して

～都市基盤の整備～

土地利用においては、都市づくりの指針として、目指すべき都市の将来像と、その実現に向けた取り組みの方向性を位置づけた「古賀市都市計画マスタープラン」の平成20年度策定に向け着手します。新たに土地利用政策室を設け、市民の皆さまのご意見も聴きながら、計画をつくる方針です。

道路網の整備では、「牟田・栗原線」を市の中心街路として、全線の歩道の拡幅やバリアフリー化、カラー舗装等、景観面もあわせて、継続して整備に取り組んでまいります。主要地方道「筑紫野・古賀線」、県道「町川原・赤間線」、「中川・熊鶴線」、「町川原・福岡線」等につきましても、積極的に県と協力して早期完成に努めてまいります。東西道路網の整備として、「京田・馬渡線」は平成19年度に完成しますが、「浜・大塚線整備事業」は継続して取り組み、東西交流を促して市の一体的発展を図ります。

また、バリアフリーに考慮した市内生活道路の整備、交通安全施設や通学道の整備充実に継続して取り組み、交通事故のない安全なまちづくりを目指します。

公共交通においては、西鉄宮地岳線の津屋崎駅～西鉄新宮駅間の廃止に伴う交通不便地域解消策として、同線沿線区域で乗り合いタクシー運行の社会実験を行います。また、JR鹿部新駅（仮称）及び周辺整備につきましては、平成21年春開業に向けて、JR九州株式会社と設計協議を進めます。

安全で安心して生活することができる環境づくりのための防犯対策の

充実も、「元気なまちづくり」に必要な要素です。古賀市では、青色回転灯パトロールカーの導入や、市民・地域・行政が共働した取り組みを目的とした「古賀市防犯のまちづくり連絡協議会」の開催、ホームページを用いた地域安全情報の提供など、防犯に関する取り組みを進めてまいりました。また、地域でも、小学校区単位や各行政区において自主的な子どもの見守り活動や防犯活動が活発に行われています。

こうした状況を踏まえ、平成19年度は防犯灯の設置補助を継続するとともに、小学校区を単位とした取り組みとして防犯用品を提供するなど防犯活動等に対する支援を行ってまいります。

「古賀市地域防災計画」改訂版の作成、平成18年度に策定した「古賀市国民保護計画」に則った「避難実施要領」の作成により、安全なまちづくりを目指します。

昨年10月に県弁護士会が開設した「玄界弁護士相談センター」に「無料法律相談」を委託しております。委託により相談日を週3回と大幅に増やすことができ、市民の身近な問題の解決に役立てていただいておりますことから、平成19年度も継続して実施します。

(2) 自然と共生するゆとりある生活を目指して

～生活環境の整備～

これまでに「古賀市都市景観賞」「巨木登録事業」を実施し、美しい街並みづくり・優れた景観への意識向上を図ってまいりましたが、今後も引き続き都市景観形成の動機づけに取り組めます。また、鹿部土地区画整理

事業の継続支援、市内の各公園の施設維持整備に取り組みます。

資源循環型のまちづくり推進においては、ごみ減量の啓発やごみの分別に取り組みやすい環境の整備、家庭用生ごみ処理機器購入費補助の継続、古紙類等の資源回収奨励の継続など、ごみ減量・リサイクルの対策を充実いたします。

市民・民間団体・事業者・行政が共働しての環境を重視したまちづくりを目指し、節電やリサイクルなど日常生活の中で実践できる取り組みを特定の日に記載し、その成果を測定する「エコライフデー」の実施や、啓発イベントの開催などに取り組みます。さらに、不法投棄防止パトロール、市民参加による環境美化行動を継続して推進し、まちの美化に努めます。

上水道事業においては、浄水の生産性の向上、更なる有収率の向上を目指すと共に、漏水の原因となる老朽化や経年化した配水管の布設替、浄水場の薬品注入設備工事を継続して実施します。水源涵養林の保全育成、水資源の安定確保に取り組んでまいります。

下水道事業においては、「公共下水道事業」で、2処理分区の管渠整備や古賀終末処理場の機械・電気更新工事に取り組み、処理区域の拡大を図ります。また、「農業集落排水事業」で、農村地域の水質保全や生活環境の改善を目指し、町川原・谷山処理区の管渠布設に継続して取り組むとともに、「合併処理浄化槽設置補助事業」を継続して実施し、衛生的な生活環境づくりを推進してまいります。

(3) いきいきと生活できるまちづくりを目指して

～健康の増進と福祉の充実～

これまでの地域福祉の取り組みを一層推進させていくとともに、社会福祉センター千鳥苑を中心とした「世代間交流ゾーン」の整備などをはじめとして、あらゆる世代の市民の交流を推進していく仕組みづくりを行い、地域福祉、世代間交流の充実に取り組みます。

乳幼児から中高生までを対象とした居場所を提供し、自らの力で育っていくことを支援するため「千鳥児童センター」を開設します。

市民の健康づくりにおいては、平成18年度に策定した健康日本21の古賀版である『健康増進計画』に基づき、乳幼児期から高齢期まで、ライフステージごとの市民自身による健康づくりを支援、推進してまいります。

市民の健康意識を高めるため、粕屋医師会および福岡東医療センターとの連携による「健康市民講座」を新たに地域においても開催するなど充実を図ります。

医療機関及び介護関係施設等と連携し構築した「粕屋北部在宅医療ネットワーク」の拡充に取り組みます。これは、高齢や疾病などで治療・療養している方などが、万が一容態が急変した場合に、迅速で適切な救急医療が受けられるよう、かかりつけ医・二次病院が登録者の既往症などの情報を共有し、消防署と連携して迅速に対応を行うネットワークシステムです。

65歳以上を対象に実施している高齢者インフルエンザ予防接種のほかに、75歳以上を対象とした肺炎球菌予防接種を新たに実施するなど高齢者の健康づくり事業を充実いたします。

市民に気軽に健康づくりを実践していただくための施策として、運動指

導なども取り入れた総合的な保健指導を行うため、職員体制の充実を図るとともに、「健康づくり推進員制度」を創設いたします。この制度は、市が委嘱した健康づくり推進員を中心に、地域が主体となった健康づくり活動のより一層の推進を目的とするものです。

ウォーキングによる気軽な健康づくりを行ってもらうための散歩道「歩いてん道」舞の里コースを整備します。

高齢者施策については、平成18年度に設置した「地域包括支援センター」を中核として、高齢者が住み慣れた地域でできる限り継続して生活を送れるように、介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援、権利擁護及び高齢者の個々の状態やその変化に応じてフォローアップしていく「包括的・継続的マネジメント」の機能を充実し、適切な支援・サービスを実施していくほか、介護予防・生きがい活動拠点として設置している「ゆい」「しゃんしゃん」「りん」等の活動支援に継続して取り組みます。

子育て支援におきましては、家庭における子育てを支援する「わくわく体験くらぶ」や、子育て経験者が子を持つ家庭を支援する「ファミリーサポート事業」を推進するとともに、情報交換及び各種相談機能を備えた居場所となる「つどいの広場」を継続し、身近な地域の中での家庭間の交流や子育て支援の充実のため、「ミニつどいの広場」を増設します。

児童虐待の早期発見、通報の機能を強化するため組織した「児童虐待防止ネットワーク」とのさらなる連携に努めます。

障害者福祉においては、昨年施行された障害者自立支援法の適正かつ円滑な施行に努めるとともに、市としての創意工夫を活かすことができる「地域生活支援事業」の充実、とりわけ市民のニーズが高い「日中一時支援事業」の充実を図ることにより、障害がある方々の地域生活を支援して

まいります。

障害者の地域における居場所づくりや地域住民との共生を進める観点から、「障害者生活支援センター『咲』」を五楽保育所跡地に移転し、地域生活支援事業の実施と相まって、相談機能の強化、日中の障害児の居場所の提供、地域との交流など、障害者が地域で生活できる仕組みづくりを行ってまいります。

(4) 生涯にわたって学ぶ環境づくりを目指して

～生涯学習の推進と教育・文化の向上～

学校教育においては、児童生徒の確かな学力の向上と豊かな心の育成を目指し、「二学期制」の充実とともに、「小学校低学年少人数学級対応講師」「中1ギャップ対策講師」の増員、放課後補充学習等をより充実させ、学力の定着と向上を図るための「学習支援アシスタント」の配置を行います。

児童生徒が悩みなどを気軽に話すことのできる「心の相談員」を全校に配置し、いじめや不登校の積極的な防止に努めます。また、一般の方が小中学校で子どもたちと机を並べてともに勉強する「市民聴講生制度」を拡充いたします。

中学校の部活動においては、専門的な技術指導のできる指導者を外部講師として派遣し、中学校部活動の充実を図ります。

学校の施設整備につきましては、学習環境の観点から、古賀中学校管理棟の改築に取りかかります。

義務教育終了後の進路保障・教育の機会均等の取り組みとして、経済的な援助が必要な対象者に高等学校等への入学に伴う支援金を支給し、進学
の促進を図ります。

生涯学習においては、「生涯学習推進本部」を設け、全庁的な生涯学習
の推進に努めるとともに、「生涯学習リーダー塾」を継続して実施し、地
域課題解決に取り組む核となるリーダーの育成、地域活動の企画と実践に
向け学習する機会を提供いたします。

青少年育成施策を総合的、体系的に推進する「古賀市青少年プラン」に
基づき、地域ぐるみでの青少年の健全育成に取り組み、「元気なまちづく
り」へとつなげて行きたいと考えます。その中で平成19年度は次の施策
に取り組みます。

県が推奨している子どもの居場所づくり「アンビシャス広場づくり事
業」に積極的に参加し、小学校区を単位として、地域の全ての大人が子育て
に関わる環境づくりに努めます。

集団生活を体験する「通学合宿」、「子どもわくわくフェスタ」、地域の
人材を活用して子どもたちの体験学習を支援する「古賀寺子屋」等を継続
実施し、異年齢の子どもや地域とのふれあいや交流から青少年の健やかな
成長を支援してまいります。

少年センターにおいては、増加傾向にある様々な相談に対応するため、
専門家、学校、福祉関係者などの関係機関との連携をこれまで以上に密に
して、子どもや家庭への支援をしてまいります。

全国的に展開されている「早寝・早起き・朝ごはん運動」の取り組みに
ついては、公民館事業の「家庭教育講座」や青少年育成の各施策において、
家庭教育の支援、学校・家庭・地域が一体となった子どもの育成といった

視点を盛り込み、学校やP T Aとも連携しながら、子どもの規則正しい生活の普及啓発活動の推進に努めます。

文化・芸術の振興については、市民の皆さまが文化・芸術に触れ、あるいは文化・芸術を介して交流することにより、古賀の個性とまちへの誇りが生み出されることを期待し、また「元気なまち」につなぎたいと考えております。

「一点美術館」「プロムナードコンサート」を継続実施するとともに、市民共働で企画し実践する場をつくり、市民の皆さまが文化・芸術に身近にふれる環境づくりを推進いたします。また、「文化芸術振興条例」(仮称)制定に向けて、制定委員会を立ち上げ、調査研究を行います。

全ての市民が気軽にできる生涯スポーツの振興を図るために、市民の意識調査を実施し、市のスポーツ振興の指針となる「古賀市スポーツ振興基本計画」(仮称)の策定に向け委員会を立ち上げます。

歴史資料館においては、市制施行10周年を記念して古賀町誌以降の約20年間の「町から市への発展の歩み」を中心に、記録として刊行いたします。

市立図書館においては、昨年に引き続き、6月と7月の毎週金曜日に午後7時までの1時間の開館時間延長の試行を行うとともに、郷土・行政資料の収集及びデータを作成し、利用者への情報提供に努めます。

(5) 農業・商工業のバランスがとれたまちを目指して

～ 産業の振興 ～

農地の整備については、農業水路やため池の維持保全などの生産基盤整備を実施するとともに、薦野地区、小野南部地区（薬王寺、小山田、谷山）において高生産農業の展開に向けた大規模水田地域のほ場整備事業を推進してまいります。

農業の担い手育成については、担い手の確保のため、意欲ある農業者の育成を目的とした「認定農業者協議会事業」、水田農業における集落営農や機械利用組合の設立に向けた「集落営農推進事業」、農村における男女共同参画の推進を目指し、女性の担い手を育成する「農業・農村男女共同参画推進事業」にＪＡ等と連携し取り組みます。

「地産地消」については、ＪＡ・生産者と協力しながら、コスモス広場への地場農産物の納入拡大や学校給食への地元産食材の使用の増加を図ります。給食への取り組みは、子どもたちに農業や農村が持つ役割や大切さを伝える「食育」にもつながることから、学校との連携も図りながら取り組んでまいります。

森林振興対策として、「松くい虫防除事業」、「森林保全事業」に取り組めます。

商工業の活性化のため、「商工振興補助事業」、「商店街活性化対策補助事業」、「中小企業融資保証料補助事業」に取り組めます。

古賀市観光協会への事業補助、観光協会による「食品フェア」、筵内地区での「なの花祭り」への補助など、古賀市をＰＲする観光振興に取り組めます。

悪質な商法による市民の被害や消費者トラブルは年々増える一方ですが、消費生活に関する相談の窓口として、「消費者相談窓口」を週2回開設し、消費生活アドバイザーによる支援を継続して行います。

市役所内に開設している「市民無料職業相談窓口」は、平成18年10月から開設日を週3日から5日へ変更しました。平成18年4月から12月まで152名就職という実績を上げています。平成19年度も、求職者に対し市内企業などへの就職相談・就労支援を行うとともに、企業が必要とする人材を速やかに紹介できるよう、継続して就職相談事業に取り組みます。

(6) 人が真ん中にあるまちを目指して

～人権の確立～

「元気なまち」であるためには、市民一人ひとりの人権が尊重され、心豊かに暮らせるまちでなければなりません。

平成18年度に「古賀市人権施策審議会」を設置し、「総合行政としての新たな人権施策のあり方」についての答申を受けました。平成19年度は、この答申を受けて策定する人権施策基本指針に基づき、実施計画を策定し、市民一人ひとりの「いのち輝くまちづくり」を目指します。

さらに4月、「人権センター」を市役所本庁舎内に開設いたします。これは総合行政としての人権施策の企画調整、相談、教育・啓発や市民活動・交流の拠点となるものです。

男女共同参画のまちづくりを推進するための取り組みについては、昨年

実施した市民意識調査や、自治会・事業所における女性の参画状況調査の結果を踏まえて出される「古賀市男女共同参画審議会」からの答申を受けて見直した後期計画を策定します。

男女共同参画社会の形成に関する取り組みの普及を図るため、セミナーや集いを継続して実施し、さらなる啓発の推進や地域リーダーの育成を図ります。

(7) 共働のまちづくりを目指して

～市民参画～

分権型社会を迎え、市民参画を推進して真の住民自治を実現させていくためには、行政主導型のまちづくりから、「共働型」のまちづくりへ移行することが必要です。古賀の自然・歴史・文化・産業などの資源を最大限に活かし、市民・行政が手を携えて「元気なまちづくり」を実現したいと考えています。

平成18年度は、8小学校区中4校区に対し、既存の自治会活動を尊重しつつ、一つの自治会では解決が難しい課題や小学校区に共通した課題について、地域の特性や創意工夫を活かした広域的な取り組みが可能となるよう、小学校区単位のコミュニティ組織づくりに対し財政支援を行ってまいりました。

平成19年度においても、引き続き小学校区単位のコミュニティ組織づくりに対し、財政支援を行ってまいります。

平成18年度は「広報こが」の一部カラー化、各部署にホームページの

事務担当者を配置するなど、必要な情報を分かりやすく迅速に提供できるように取り組みましたが、平成19年度も広報のカラーページを増やし、ホームページを充実させるなど、市政情報をより分かりやすく迅速に提供いたします。

(8) 効果的かつ効率的な行財政運営を目指して

～行財政～

冒頭で述べましたように、景気の低迷と国の三位一体改革の影響による厳しい財政状況を打開する行財政構造の抜本的な改革が求められておりますが、早期に持続的かつ安定的な財政構造を確立するため、現在策定中である「第三次古賀市行財政改革大綱」に基づく行財政改革の取り組みを、今後着実に推進してまいります。

平成19年度は、これまで進めてきた歳出の見直しや枠配分型予算編成などに加え、行政組織機構改革、市税徴収率の向上などに取り組みます。

行政組織機構の改革としては、市の経営的観点から政策形成機能の強化を図るため、企画政策部の新設を柱とする機構改革を行います。市税徴収率向上に向けての取り組みとしては、国税局事務経験者を「滞納整理指導員」として嘱託採用いたします。これは、国税の経験で培ったノウハウを市職員に指導・助言し、徴収率の向上を目指すものです。

これらの取り組みを担い、市民の期待に応えられる職員の人材育成を目的とした「人事評価制度・目標管理制度」の定着を図ります。同時に、平成18年度から本格導入した「行政評価制度」の活用により、職員の意識改革、事務事業の効率化を目指します。

4 . おわりに

以上、平成19年度施政方針と主要施策について述べてまいりました。先にも述べましたとおり、古賀市を取り巻く状況は依然として厳しいものではありますが、市民、議会の皆様とともに、また職員と一丸となり、古賀市の発展を目指し市政に邁進する所存であります。皆さまのご理解、ご協力のほど切にお願い申し上げ、施政方針とさせていただきます。